

機能強化加算

当院は「かかりつけ医」として以下の取り組みを行っています。

- 1) 患者様が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬指導を行います。
- 2) 必要に応じ、専門医師または専門医療機関への紹介を行います。
- 3) 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- 4) 保健・福祉サービスに係る相談に応じます。
- 5) 診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。

※厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療情報ネット」で、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。



北 広 島 病 院
医療法人 明 和 会

